



光市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

令和2年6月30日

光市監査委員 松 本 利
同 中 本 和



光 総 第 8 9 号

令 和 2 年 6 月 8 日

光市監査委員 松本 利幸 様

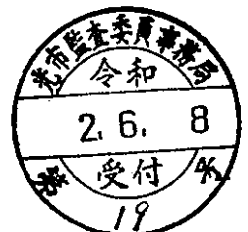
光市監査委員 中本 和行 様

光市長 市 川



令和元年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

令和2年5月11日付け光監委第8号で報告のありました標記の件について、
別紙のとおり通知します。



令和元年度定期監査に基づく是正、改善等の措置について

令和2年度から次のような改善等を実施します。

指定管理者制度に関する事務について

(1) 指定管理者募集に関する必要資料の開示について

指定管理者募集の際に配布する光市三島温泉健康交流施設指定管理者募集要項及び業務仕様書等において、具体的な管理施設及び管理備品の記載の確認ができなかった。また、指定管理収支予算書の作成にあたっては、経験値や収支予算書作成要領を参考にすることとしているが、収支予算書作成要領において正確な見積りに必要な情報が確認できないものがあった。募集要項等は、管理運営に必要な費用の積算及び事業計画作成のための基礎資料となることから、適正な情報提供に努めていただきたい。

指定管理者募集について、募集要項及び業務仕様書等に具体的な管理施設及び管理備品を記載します。収支予算書作成要領において、正確な見積りに必要な情報を掲載するよう改めます。

(2) 第三者委託について

三島温泉健康交流施設の管理に関する基本協定書第13条では、第三者に業務の一部を委託、又は請け負わせる場合、事前に市の承諾を受けなければならないことになっている。指定管理者が提出する事業計画書「施設・設備の維持管理等に関する事項」の頁に複数の委託事業者の掲載があり、事業報告書の収支状況にも委託料の支出があるが、承諾の行為が確認できなかった。第三者への委託、又は請け負わせる場合は、基本協定書に基づく適正な事務手続きをされるよう改められたい。

第三者への委託、又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得る等、基本協定書に基づく適正な事務手続きを行うよう改めます。

(3) 自主事業の実施について

三島温泉健康交流施設指定管理者業務仕様書では、自主事業の参加費等の設定について、あらかじめ市の承認を得ることになっているが、承認の行為

が確認できなかった。事務手続きは、業務仕様書に基づき適正に実施されるよう改められたい。

自主事業の詳細設定について、あらかじめ市の承認を得る等、業務仕様書に基づき適正な事務手続きを行うよう改めます。

(4) 事業報告書の提出期限について

光市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条及び三島温泉健康交流施設の管理に関する基本協定書第21条では、指定管理者が提出する事業報告書の提出期限を、年度終了後30日以内としているが期限が守られていなかった。条例等に基づき適正な事務処理を行うよう改められたい。

指定管理者が提出する事業報告書について、条例等に基づき当該年度終了後30日以内に提出するよう指定管理者に指導しました。

(5) 予算金額の相違について

指定管理者が提出した平成30年度収支予算書と収支報告書に記載されている予算金額が異なっているが、補正等の事実確認ができなかった。基本協定書第20条第3項には、事業計画書を変更する場合は協議によることとしており、基本協定書及び予算の執行管理等、適正な事務処理を行うよう改められたい。

指定管理者に対し、事業計画書を変更する場合には、基本協定書に基づき協議を求め、予算の執行管理等適正な事務処理を行うよう改めます。

(6) アンケートの実施について

光市公の施設モニタリング実施要領では、利用者及び参加者アンケートを実施することとなっており、利用者アンケートは接客対応や施設・設備の状態、利用条件等のサービス提供の満足度等を把握するものである。平成29年度は利用者アンケート及びその集計結果の分析を実施しているが、平成30年度は利用者の苦情対応の記録しか確認できなかった。

また、参加者アンケートについてはイベントや教室等開催時に、事業内容や接客対応等の内容や満足度についてアンケートを実施するものであるが、実施の確認ができなかった。公の施設モニタリング実施要領の基本的な考え方を今一度整理し、事業の改善や提供サービスの充実につながる施設の管理運営に努めて頂きたい。

指定管理者に対し利用者アンケート及び参加者アンケートを実施するよう指導し、事業の改善や提供サービスの充実につながる施設の管理運営に努めます。

(7) 災害対応について

平成30年7月豪雨災害及び周防大島町大規模断水の被害に対し、無料入浴を実施している。基本協定書第45条には、「特段の定めのない事項は協議の上これを定めるもの」とあるが、協議内容等、事務手続きの記録が一部確認できないものがあった。今後、不測の事態に対応するケースが考えられることから、文書整理等、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

災害対応について、協議の内容及び事務手続きを記録し、適正な事務処理を行うよう改めます。